

「第2次三次市教育大綱」策定の基本的な考え方

1 基本目標ごとに対象者を明確にする

- ・ 三次市子どもの未来応援宣言を意識するなどして、基本目標ごとに、取組の対象者を明確にします。

(対象者)

- 基本目標Ⅰ：妊娠・乳児期、幼児期の子ども
- 基本目標Ⅱ：小学校期～高等学校以降の子ども
- 基本目標Ⅲ：「全市民」（子どもを含む）
- 基本目標Ⅳ：「全市民」（子どもを含む）

2 「第2次三次市総合計画（改訂版）」がベース

- ・ P D C Aサイクルを実行し、点検や評価を行いやすい仕組みとするためには、「基本目標ごとに対象者を明確にすること」と併せて、「総合計画ベース」にすることが必要であると考えます。

※ 現行の教育大綱とは、構成や具体的な取組の表現が変わりますが、取組内容は現行を推し進めるものであって、内容を大幅に変更するものではありません。

(1) 基本目標

基本目標は、総合計画「ひとづくり」の「具体的な取組」の**分野（大項目）ごと**に構成する。

- 基本目標Ⅰ：総合計画「ひとづくり」の**子育て**
- 基本目標Ⅱ：総合計画「ひとづくり」の**教育**
- 基本目標Ⅲ：総合計画「ひとづくり」の**スポーツ・文化**
- 基本目標Ⅳ：総合計画「ひとづくり」の**男女共同参画・平和・人権**

(2) 見出し

基本目標内の見出しは、総合計画「ひとづくり」の「具体的な取組」の**中項目に対応する内容**とする。

- (例) 基本目標Ⅰ
- 1 一人ひとりの育ちを大切に**する環境づくり**
 - 2 **子育てしやすい家庭環境づくり**
 - 3 **子育てを地域で支える環境づくり**

「第2次三次市教育大綱」策定の基本的な考え方

(3) 具体的な取組

基本目標の見出し内の具体的な取組は、総合計画「ひとづくり」の「具体的な取組」の**小項目に対応する内容**とする。なお、取り扱う小項目は、教育・学びに関するものを基本とする。

(例)

◎総合計画「ひとづくり」の「具体的な取組」

■ **児童虐待などの早期発見・早期対応・早期ケアの充実と各関係機関との連携強化**



◎対応する、第2次三次市教育大綱「基本目標」の見出し内の具体的な取組文言（案）

○ **子どもの虐待や家庭内暴力は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるため、早期に実態を把握し、関係機関と連携した切れ目のない支援を進めます。**

3 現在の教育大綱を策定したときからの社会の変化と、教育分野で新たに重点化された課題を盛り込む

(1) 保育所保育指針改定

・乳幼児教育の推進

(2) 学校指導要領改訂

・小学校外国語科活動の推進
・特別の教科「道徳」の充実
・プログラミング教育開始

(3) 子どもの未来応援宣言策定

・ネウボラみよしによる子育て支援，子育てしやすい環境づくり
・発達障害などへの支援，子どもの貧困，家庭内暴力，虐待などの早期把握と連携
・子どものチャレンジを応援し，大人のチャレンジにつなぐ取組の推進

(4) その他重点化すべき事項

・県立中高一貫教育校開校への対応
・ICT（情報通信技術）への対応強化
・防災教育の推進
・子どもの見守り，放課後の居場所づくりへの対応 など

「第2次三次市教育大綱」策定の基本的な考え方

4 大綱の対象期間は5年

総合計画をベースとして構成するため、総合計画の見直しにあわせて、大綱の見直しも行うことができるようにする。

したがって、大綱の対象期間は、現在の第2次三次市総合計画の残期間（5年）にあわせて、平成31（2019）年度から2023年度までの5年間とする。

※ただし、PDCAサイクルを実行し、点検や評価を行い、社会情勢、制度改正そして教育課題などを見極めながら、三次市総合教育会議で協議・調整を行い、対象期間の途中でも必要な見直しを行う。